

船員法施行規則第3条の16の船舶を定める告示の一部改正に関するパブリックコメントの募集結果について

平成21年8月4日
国土交通省海事局運航労務課

国土交通省では、平成21年5月28日から平成21年6月27日まで、「船員法施行規則第3条の16の船舶を定める告示の一部改正」について、ご意見を募集いたしました。その結果、当該省令案等に対してお寄せいただいたご意見はございませんでした。今回の募集に当たり、ご協力いただきました方々へ厚くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

<連絡先>
国土交通省海事局運航労務課
(内線45-218)
TEL : 03-5253-8111